

老朽空家等解体費補助金の概要

倒壊危険空家解体費補助金

- ①対象経費・・・老朽空家判定基準表に基づく判定調査の結果、評点が100点以上と判定された空家等の解体工事費
- ②補助金の額・・・解体に要する経費の3分の2（30万円を上限）
- ③予定件数・・・5件

老朽空家解体費補助金

- ①対象経費・・・昭和56年5月31日以前に着工され、老朽空家判定基準表に基づく判定調査の結果、評点が50点以上若しくは利活用度判定基準表に基づく判定調査の結果、評点が15点未満と判定された空家等の解体工事費
- ②補助金の額・・・解体に要する経費の3分の2（20万円を上限）
- ③予定件数・・・15件

補助対象物件

- ①戸建て若しくは長屋であって、居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるもの（長屋の場合は全戸の所有者に同意が得られているもの）
- ②1年以上使用されていない空家であること
- ③個人が所有するもの
- ④所有権以外の権利が設定されていないこと（当該権利の権利者が空家の解体について同意している場合は可）

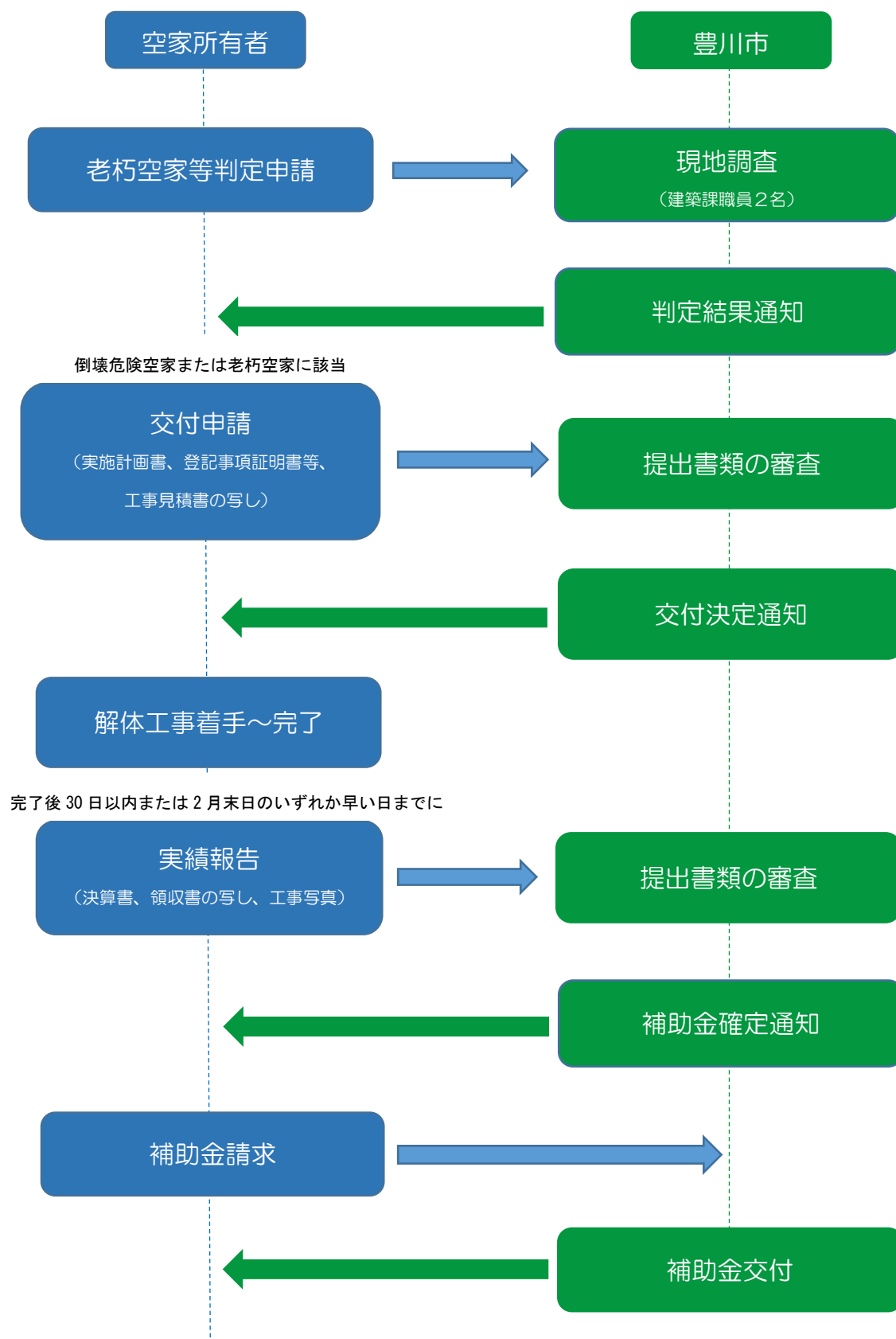
補助対象者

- ①空家の所有者または同等の権利を有する者（法人を除く）
- ②市税等を滞納していない者
- ③暴力団員でない者

解体事業者

建設業法に基づく建設業の許可（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る）又は建設工事に係る資材の再資源化等に係る法律（建設リサイクル法）に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者

老朽空家等解体費補助金交付事務の流れ



老朽空家等判定基準表

評定区分		評定項目	評 定 内 容		評点
1	構造一般 の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	③基礎、土 台、柱又は はり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の 程度	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				合計	点

利活用度判定基準表

判 定 内 容	利 活 用 度			評 点
1. 建物の階数	3 階以上 (3 点)	2 階 (2 点)	1 階 (－ 2 点)	
2. バルコニー	有り (1 点)	—	無し (0 点)	
3. 駐車場	2 台以上 (3 点)	1 台 (0 点)	無し (－ 3 点)	
4. 門扉	有り (2 点)	—	無し (0 点)	
5. 雨水施設（雨樋）	異常なし (3 点)	ゴミの堆積 (0 点)	破損 (－ 3 点)	
6. 正面道路から 玄関までの高低差	0.5m未満 (1 点)	0.5～2.0m (－ 1 点)	2.0m以上 (－ 3 点)	
7. 正面道路の 舗装の有無	有り (2 点)	—	無し (－ 2 点)	
8. 正面道路幅員	4.0m以上 (2 点)	2.0m～4.0m未満 (－ 3 点)	2.0m未満 (－ 5 点)	
9. 正面道路の 歩道の有無	両側 (2 点)	片側 (1 点)	無し (0 点)	
			合計評点	